

## 情報公開規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人中部圏地域創造ファンド（以下「この法人」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

### (法人の責務)

第2条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

### (利用者の責務)

第3条 第6条に規定する情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

### (情報公開の方法)

第4条 この法人は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、書類の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

### (公告)

第5条 この法人は、法令並びに定款の規定に従い、必要な情報について公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第53条の方法によるものとする。

(書類の事務所備え置き)

第 6 条 この法人は、別表に掲げる書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第 7 条 この法人の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所とする。2 閲覧の日は、この法人の開業日の業務時間とする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時の希望を聴取のうえ指定することができる。

(インターネットによる情報公開)

第 8 条 この法人は、第 4 条ないし第 6 条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

(細 則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

(改 廃)

第 1 0 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 (平成 3 0 年 1 0 月 1 5 日)

この規程は、平成 3 0 年 1 0 月 1 5 日より施行する。(平成 3 0 年 1 0 月 1 5 日理事会決議)

附則 (2019 年 7 月 1 3 日)

この規程は、2019年7月13日より施行する。(2019年7月13日 理事会決議)

附則 (2026年1月9日)

この規程は、2026年1月9日より施行する。(2026年1月9日 理事会決議)

(別表) 対象書類等の名称と備置期間

1	定款、規則・規程	永久
2	理事会、評議員等の議事録	永久
3	事業計画書、収支予算書、資金調達書及び設備投資の見込みを記載した書類	当該事業年度の終了時まで
4	各事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）、これらの附属明細書並びに財産目録	5年間
5	監査報告、会計監査報告、理事及び監事並びに評議員の名簿、役員の報酬並びに役員及び及び評議員の費用に関する規程並びに役員の報酬額を記した書類	5年間
6	会計帳簿	10年間